

評価機関・評価者のみなさまへ



令和8年度東京都福祉サービス評価推進機構

## 社会的養護関係施設評価者研修受講の手引き



東京都福祉サービス評価推進機構

公益財団法人東京都福祉保健財団  
福祉情報部 評価支援室

東京都新宿区西新宿2-7-1  
新宿第一生命ビルディング19階

# 1 社会的養護評価者研修の目的と内容

## 1 社会的養護関係施設とは

東京都福祉サービス第三者評価で定める「子ども家庭分野」のうち、以下5施設の総称です。

母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、乳児院

社会的養護関係施設の評価を実施する場合は、評価機関が『社会的養護関係施設評価機関』として認証を受けている必要があります。

## 2 社会的養護評価者研修の受講対象者

(1) 養成研修：社会的養護関係施設の評価を実施する、または今後実施予定の評価者すべて（ただし、(2)の対象者を除く）

(2) 継続研修：令和5・6・7年度に社会的養護関係施設養成研修または継続研修を修了した者

〈注意〉

(1)もしくは(2)を受講した場合においても、評価者継続の要件として「必要なフォローアップ研修」の受講実績にはなりません。

フォローアップ研修（専門コース）と混同しないよう、ご注意ください。

## 3 社会的養護関係施設評価機関の認証・更新の要件等

### (1) 根拠規程（令和8年1月21日改正）

認証要綱	認証実施要領
<u>第2条第9号の4</u> 社会的養護施設評価機関においては、当該評価機関を主たる所属とする評価者のうち、 <u>3人以上は、社会的養護関係施設第三者評価の評価者としての要件を満たす者が所属していること。</u>	<u>第10条の2</u> 要綱第2条第9号の4に規定する「 <u>社会的養護関係施設第三者評価の評価者としての要件</u> 」とは、 <u>機構が実施した社会的養護関係施設評価者養成研修又は社会的養護関係施設評価者継続研修</u> （以下「社会的養護関係施設研修」という。） <u>を過去3か年度以内（当該年度の社会的養護関係施設研修の実施後は当該年度を含む過去3か年度以内）に修了した評価者</u> （以下「社会的養護関係施設評価者」という。）とする。
<u>第2条第13号の2</u> 社会的養護関係施設の評価の実施にあたっては、 <u>社会的養護関係施設第三者評価の評価者としての要件を満たす者であって研修受講要件を満たす者を必要数配置</u> すること。	<u>第15条</u> 要綱第2条第13号の2に規定する「 <u>社会的養護関係施設第三者評価の評価者としての要件を満たす者であって研修受講要件を満たす者を必要数配置</u> 」とは、一件の評価に必要な評価者のうち、 <u>社会的養護関係施設評価者を少なくとも2人以上配置</u> するものとする。

### (2) 認証・更新要件

- 認証期間：3年間 ※今期は令和8～10年度
- 認証要件：3年以内の養成・継続研修を修了した主たる評価者が3名以上在籍
- 評価実施要件：3年以内の養成・継続研修の修了者を2名以上配置
- 認証更新要件：社会的養護関係施設の評価実績が3年間で3件以上

#### 4 「過去3か年度以内の研修修了者」の考え方

令和	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
Aさん	養成			継続			継続
Bさん	養成		継続			継続	

(例)

##### ①Aさん

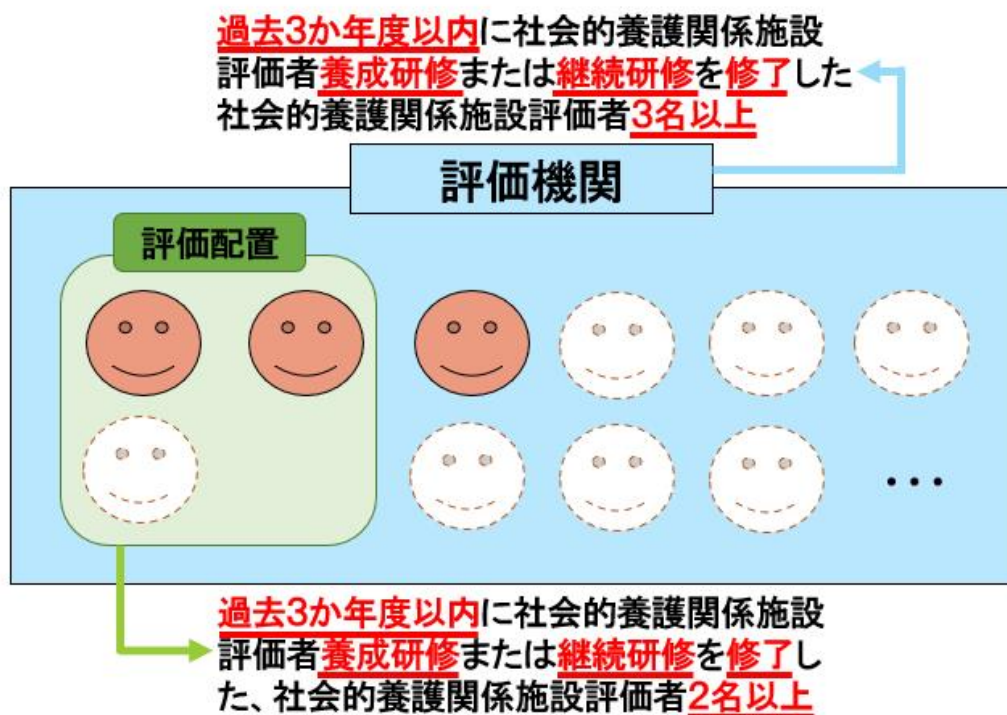
- 修了日から令和8年度の継続研修実施日まで社会的養護関係施設評価者として活動でき、令和8年度の研修を修了しなければ社会的養護関係施設評価者ではなくなる。
- 令和8年度に継続研修を修了→令和11年度の継続研修実施日まで社会的養護関係施設評価者として活動でき、令和11年度の研修を修了しなければ社会的養護関係施設評価者ではなくなる。

##### ②Bさん

- 令和7年度に継続研修を修了→令和10年度の継続研修実施日まで社会的養護関係施設評価者として活動でき令和10年度の研修を修了しなければ社会的養護関係施設評価者ではなくなる。

#### 5 社会的養護関係施設評価者の配置要件

### 評価機関への在籍者・評価実施時配置要件(イメージ)



過去3か年度以内に社会的養護関係施設評価者養成研修または継続研修を修了した、社会的養護関係施設評価者



一般の評価者

## 2 受講上の注意事項

### 1 日程

下の表をご参照ください。第三者評価 HP の「開催予定」でもご確認ください。

※HP 確認方法：

第三者評価のトップページ→『第三者評価を実施する』→『研修に関すること』→『開催予定』

区分	研 修 名	令和8年度実施計画			
		定員	金額	日数	開催時期
社会的養護関係研修	社会的養護関係施設評価者養成研修	30名	¥ 4,100	1日	5/28 (木)
	社会的養護関係施設評価者継続研修	20名	¥ 4,100	1日	5/29 (金)

### 2 実施形態及び研修資料

いずれも【集合研修】で実施します。

使用する講義資料等については、各研修当日に紙で配布します。

### 3 カリキュラム

各研修の募集及び受講決定時にご案内いたします。(内容は研修ごとに異なります。)

### 4 募集案内

開催日の約1か月半前を目安に、機構から評価機関あてにメールでご案内いたします。

添付の「開催通知」に詳細内容やスケジュールが記載してありますので、よくご確認ください。

### 5 受講申込

評価機関が受講希望者を取りまとめ、LoGO フォームにおける所定の URL にアクセス後、各項目をご入力のうえ期日までに機構へご提出ください。

### 6 受講決定通知

研修開催日の約1か月前までを目安に、評価機関へ送付いたします。

### 7 受講料のお支払い

#### (1) お支払い方法

受講決定通知に同封しているコンビニエンスストアの払込票を用いて、研修開始当日までに受講料のお支払いをお願いいたします。受講前までにお支払いいただけない場合は、受講をお断りすることがあります。

※受講票には、払込受領証の控えを貼付してお持ちください。

●**受講料：4,100 円**

●**お支払い期限：各研修の開始時点まで**

#### (2) 留 意 点

- コンビニエンスストア払込票には、インボイス対応として、適格請求書が付随いたしますので各自大切に保管してください。
- 領収書の発行はありません。
- コンビニエンスストア以外（銀行・郵便局等）からのお振込みはできません。
- お支払いいただいた受講料は、いかなる理由にかかわらず返金いたしません。

## 8 持ち物

### 受講決定通知書、受講票、評価者証、筆記用具

## 9 受講の注意事項（※集合研修のみ）

- (1) 全日 9 時 30 分から受付を開始します。
- (2) 研修当日は出欠及び本人確認のため、受講日ごとに指定された受講票の提出と評価者証（※福祉サービス第三者評価機関認証要綱第 2 条第 9 号）の提示をお願いします。
- (3) 遅刻・辞退・欠席等、開催日及び開始時間までに研修を受講できない状況が生じた際には、必ず『評価者→評価機関→機構』の流れでご連絡ください。評価機関は機構へ連絡後、評価者が受講辞退及び欠席する場合のみ、別途第三者評価 HP に掲載している「受講辞退届」を作成のうえ、郵送にて原本書類のご提出をお願いいたします。
- (4) 原則として、遅刻・早退（途中退席）・中抜け・2 日制研修の単日みの参加は修了扱いにはなりません。やむを得ない事情（電車遅延・天災等）による遅刻は、開始後 30 分までとさせていただきます。これ以上の遅刻等をした場合の受講は聴講扱いとなり、修了通知は発行いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) 携帯電話等の使用について  
講義中、携帯電話は音が鳴らないよう設定のうえ、通話をご遠慮ください。休憩時間中の電話の使用については、他の研修生の迷惑にならないよう、会場の外でお願いいたします。また、講義資料や他の受講生の撮影および SNS 等への投稿につきましても、ご遠慮ください。  
なお、持参した PC やタブレット等の端末は、ガイドブックの閲覧等のみ使用可能です。研修中の私的な利用を目的とした持ち込みは、ご遠慮ください。
- (6) 講義動画の撮影について  
今後の研修内容の改善に活かすため、研修開催日については教室後方より撮影させていただきます。録画内容を外部に公表することはありませんので、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 10 集合研修における会場内の注意事項（※東京都福祉保健財団多目的室の場合）

- (1) 研修会場の空調・エアコンに関しては、個別の温度調整が出来ませんので、上着等をお持ちいただくなど、適宜ご自身で調整をお願いします。
- (2) 喫煙場所：ビル 2 階  
喫煙室以外の共用部は、建物外周部を含めてすべて禁煙となっておりますので、ご注意ください。
- (3) 飲み物等の購入：ビル 1 階及び 2 階  
ビル 1 階及び 2 階に自動販売機、1 階にコンビニエンスストアがございます。研修の実施フロアに自動販売機は設置されておりません。
- (4) 各種ゴミの処分等について  
研修会場内は飲食可能ですが、ゴミの回収はいたしかねます。持ち込まれたお弁当や飲み物の容器は、各自責任を持ってお持ち帰りください。
- (5) 2 階ロビーの使用について  
待合いスペースでの喫煙・食事・飲酒・ゴミのポイ捨ては、ビル管理会社より禁止されておりますので、ご協力をお願いいたします。30 分以上の長時間の利用についてもご遠慮ください。

## 11 受講後の取扱いについて

- (1) 福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第10条の2における「機構が実施した社会的養護関係施設評価者養成研修又は社会的養護関係施設評価者継続研修」について、受講済とします。
- (2) 修了者名簿を「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表します（評価者番号のみ）。
- (3) 研修修了後、約1か月後までを目安に、評価機関へ修了通知を送付します。

### ※個人情報の取扱いについて

受講申込書及び辞退届に記載された個人情報は、公益財団法人東京都福祉保健財団個人情報の保護に関する要綱に基づき適正な管理を行い、東京都福祉サービス第三者評価評価者管理業務、研修管理業務及び評価者養成講習管理業務、並びに評価機関認証管理業務以外の目的には使用することはありません。